

2 食品衛生法施行条例一部改正の概要

食品衛生検査施設である「鳥取県衛生環境研究所」及び「食肉衛生検査所」の設備及び職員配置について、本県の実情を勘案し鳥取県食品衛生法施行条例等で定める。

）として満79P2

基準	食品衛生法施行条例及び食品衛生法施行細則で定めようとする基準	(参考) 食品衛生法施行令及び食品衛生法施行規則の基準	備考
設備	<p>(条例第2条の2第1項第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室。 <p>(条例第2条の2第1項第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査又は試験のために必要な機械及び器具については規則で定める。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(規則で別途定める予定の機械器具)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>純水装置、定温乾燥器、デュープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽、<u>ガスクロマトグラフ質量分析計</u>、<u>液体クロマトグラフ質量分析計</u>、<u>高速液体クロマトグラフ</u>、PCR装置、その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具。</p> </div>	<p>(施行規則第36条第1項第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。 <p>(施行規則第36条第1項第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 純水装置、定温乾燥器、デュープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽、その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。 	<p>検査等に必要ない設備（検査室等）は、国の基準で足りている。</p> <p>県の規則で別途定める予定の赤字の機械器具は、食品中の農薬検査や腸管出血性大腸菌の遺伝子等の検出に必要な機械器具であることから県独自で定める。</p> <p>（これらの機械器具は既に整備済み）</p>
配置する職員	<p>(条例第2条の2第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査又は試験を実施することができる職員及び検査又は試験の実施について責任を有する職員。 	<p>(施行規則第36条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査又は試験のために必要な職員。 	<p>赤字の職員は、検査等の実施方法や実施結果に組織として対応するため県独自で定める。</p>

の基準を

本県の